平成２５年（フ）第３号
長野県佐久市中込3519―18　ロマンハイツⅡ―D、住民票上の住所長野県佐久市鍛冶屋246番地１
債務者　江頭百合子
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８２１号
千葉県八千代市大和田550―４―203、住民票上の住所千葉県勝浦市松野200―７
債務者　渡邉　靖夫
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２２号
東京都葛飾区金町５丁目15―８―305
債務者　田嶋　紀行
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２３号
千葉県四街道市大日860―31　プレジール大日１号
債務者　宮澤　裕一
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２４号
東京都葛飾区堀切３丁目18―２―101
債務者　山田　瑞穂（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５号
埼玉県所沢市みどり町１―６―14―102、住民票上の住所東京都品川区東品川４丁目12―９―2207
債務者　伊藤　美子（旧姓松留）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２６号
東京都国分寺市本多２丁目10―19―101
債務者　今村　由美
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２７号
東京都足立区梅田８丁目13―２―217
債務者　中島ヱミ子（旧姓浦本）
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２８号
埼玉県狭山市大字水野638番地の１　エクセレント94―105
債務者　二上　泰彦
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７８号
東京都中野区東中野３丁目２―４―402
債務者　結束　尚行
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０号
東京都世田谷区祖師谷４丁目５―７　第３よろず荘201
債務者　五十嵐友治
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７号
東京都新宿区上落合３丁目20―17―A102
債務者　大谷貞花こと　鄭　　貞花
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８号
東京都渋谷区西原３丁目18―11
債務者　江原　幸男
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９０号
東京都大田区大森西１丁目10―10―311
債務者　木田　正博
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１号
東京都大田区大森西１丁目10―10―311
債務者　木田満貴子
1　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部